

京都府からの質問に対する回答

問1 Xバンド・レーダー配備における日本に対するメリットは何か。

- 弾道ミサイル防衛は、我が国の安全保障にとって極めて重要な課題であり、これまで、弾道ミサイル対処が可能な海上自衛隊の護衛艦、航空自衛隊の警戒管制レーダーやペトリオットPAC-3の配備のほか、車力通信所への米軍のTPY-2レーダーの配備等必要な措置を講じるとともに、2006年5月の「2+2」で合意されたとおり更なる弾道ミサイル防衛能力向上のため、日米間で緊密な協議を行ってきました。
- このような中、我が国周辺の安全保障環境は依然として複雑で不確実な状況となっており、平成24年4月及び12月の北朝鮮によるミサイル発射では、これまでと異なり北朝鮮北西部沿岸地域から発射が行われました。特に、12月の発射においては、事前に設定した予想落下地域にミサイルの構成部位が落下したと考えられるほか、今般の発射等で検証された技術により北朝鮮が長射程のミサイルを開発した場合、その射程が10,000km以上に及ぶと考えられ、北朝鮮の弾道ミサイルの長射程化、高精度化に係る技術が進展していることが明らかになっています。
- このような長射程の弾道ミサイルの開発・実験は、ミサイル技術全般における弾頭重量の増加や命中精度の向上にも資すると考えられ、我が国の防衛に対しても大きな影響を与えるものと考えられます。
- こうした我が国周辺地域の安全保障環境の変化を踏まえると、日米間でBMD能力の向上に関して緊密に連携することにより、弾道ミサイル攻撃から日本を防衛するに際してより万全を期すことが不可欠であり、日米両国政府は、弾道ミサイル防衛により

万全を期するため、日本国内に2基目のTPY-2レーダーを配備する必要があり、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地が、その最適な候補地であるとの結論に至ったところです。

- 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地にTPY-2レーダーを新たに配備することにより、我が国に飛来する弾道ミサイルの探知・追尾能力の精度が向上するほか、ミサイルが同時に多数飛来する場合の追尾能力も向上するため、弾道ミサイルによる攻撃から日本を防衛するに際して、より万全を期することができるものと考えております。

問2 Xバンド・レーダーが配備された場合の危機管理対応をどのように考えているのか。

(1) レーダーが配備されることによって、京丹後市が標的になり、市民の皆さんが危険に晒されるのではないか。

- 自衛隊では、他国からの攻撃を未然に防止するため、航空機や艦艇等による警戒監視活動を常に行っており、平素から領海・領空とその周辺海空域において、常時継続的な情報収集、警戒監視、偵察活動を行っています。また、万が一、我が国への攻撃の予兆等が確認されれば、その攻撃の態様に応じて、必要な措置をとるなど、万全の態勢をとっております。
- このような自衛隊の体制は、経ヶ岬分屯基地も含めた我が国への攻撃を意図する国家や組織にとって、多大なコストとリスクを強いることになることから、攻撃を抑止する効果が十分に働いているものと考えています。
- さらに、米軍もTPY-2レーダーを含め、我が国への攻撃の予兆等が確認されれば、その攻撃の態様に応じて、しかるべく態勢をとることが想定される場所であり、このような事情も攻撃の大きな抑止力になり得るものと考えられます。
- また、TPY-2レーダーの配備は、弾道ミサイルからの攻撃に対する我が国の防衛能力の強化に寄与することから、弾道ミサイルによる我が国への攻撃の抑止力を高めるものです。
- なお、TPY-2レーダーは、弾道ミサイル防衛システムのレーダーの1つであり、当該1つのレーダーを無効化してもシステム全体の対応能力を減殺し、弾道ミサイル防衛に重大な支障が生じるような効果を得ることになりません。

問2 Xバンド・レーダーが配備された場合の危機管理対応をどのように考えているのか。

(2) レーダーの配備に当たって、自衛隊として、日本国として、どういう防衛体制をとられるのか。

- 自衛隊では、他国からの攻撃を未然に防止するため、航空機や艦艇等による警戒監視活動を常に行っており、平素から領海・領空とその周辺海空域において、常時継続的な情報収集、警戒監視、偵察活動を行っています。
- 例えば、海上自衛隊では、哨戒機 (P-3C) により、日本海を含め我が国周辺海域を航行する多数の船舶などの状況を監視しているほか、状況に応じて、護衛艦などを柔軟に運用して周辺における事態に即応できる態勢を維持しています。また、主要な海峡では、陸上自衛隊の沿岸監視隊や海自の警備所などが24時間態勢で警戒監視活動を行っています。さらに、航空自衛隊では、全国の28カ所あるレーダーサイトや航空機などにより、我が国とその周辺の上空を24時間態勢で警戒しています。領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合、待機中の戦闘機などが緊急発進し、監視・警告などを行っています。
- 万が一、我が国への攻撃の予兆等が確認されれば、その攻撃の態様に応じて、必要な措置をとることとしています。また、我が国に弾道ミサイルによる攻撃の予兆が確認された場合には、全国に11カ所ある弾道ミサイルを探知・追尾するレーダーや、米軍のTPY-2レーダーをはりめぐらせ、イージス艦や迎撃ミサイル部隊などを展開させるなど、我が国の防衛及び住民の方々の安全を確保するため、万全の体制をとっています。
- このような自衛隊の体制により、経ヶ岬分屯基地のレーダー配備地の防御に万全を期して参ります。

問3 Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

(1) 立入禁止区域はどのようになるのか。

- TPY-2レーダーが使用する「Xバンド」も含めた約100キロヘルツ以上の帯域の電波は、被照射体に熱を発生させる特性があるため、熱による影響が生じないよう万全を期すため、レーダー前面に一定の立入禁止区域を設定する場合があります。
- 経ヶ岬の場合、レーダーを日本海に面した崖上に設置し、そこから電波を海上上空に向けて照射するため、レーダー前面の崖上に一定の立入禁止区域を設定することを考えております。
- 立入禁止区域の細部については、現在関係機関で検討中であり、何らかの結論が得られた場合には、速やかに地元の皆様にお知らせいたします。

問3 Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

(2) 電波干渉対策をどのように考えているのか。

- TPY-2レーダーの電波については、電波干渉防止に万全を期すため、周辺の電波の使用状況を確認した上で使用することとしており、地上波テレビ、ラジオ、携帯電話等に影響を与えることはありません。
- なお、本レーダーが使用する電波は、地上波テレビやラジオ、携帯電話や無線LANとは大きく異なる周波数帯を使用していることから、こうした機器類への影響は想定されにくいと考えています。

- ただし、本レーダーが使用する電波の周波数帯に近い衛星放送については、現時点において、万が一の可能性として何らかの影響を受けることも考えられるところではありますが、TPY-2レーダーを原因とした受信障害等が発生した場合には、電波障害の発生状況に応じ個別具体的に対処措置を講ずることにより、障害の解消を図ることとしています。
- なお、TPY-2レーダーが配備されている青森県つがる市においては、衛星放送を含め、TPY-2レーダーに由来する電波障害は発生していないと承知しています。

問3 Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

(3) 飛行禁止区域はどのようなものか。

- TPY-2レーダーの電波については、航空機に関して言えば、航空計器等を誤作動させる可能性がゼロとは言えないため、航空機の安全運航に万全を期するということから、飛行制限区域を設定することを考えております。
- 詳細については、今後、国交省と協議することとなりますが、車力に配備されているTPY-2レーダーと同型式であることから、飛行制限区域についても、車力の場合と同様、日本海側に向かって半径6KMの半円柱形の飛行制限区域が設けられるものと考えています。
- なお、同区域は、安全性を最大限に配慮した数値に基づいて設定されているため、区域外においては、航空機の計器等への影響はありません。

問3 Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

(4) ドクターヘリへの対応をどのように考えているのか。

- 飛行制限区域の範囲はほぼ海上に設定される予定であることや、ドクターヘリのランデブーポイントとして使用されている経ヶ岬分屯基地ヘリポート地区は、基地から見て内陸側に位置するため、海側に設定される飛行制限区域による影響は基本的にはないものと考えています。また、ドクターヘリの運用も含め、急患の輸送及び海難救助等の事態が発生した場合の備えとして、レーダーの停波も含めた柔軟なヘリの運航を可能とする措置についての調整要領を米側及び関係機関と確立することを考えています。

問3 Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

(5) 海難事故救出のためのヘリへの対応はどのようになるのか。

- 急患の輸送及び海難救助等の事態が発生した場合の備えとして、レーダーの緊急時の停波も含めた柔軟なヘリの運航を可能とする措置についての調整要領を米側及び関係機関と確立することを考えています。
- 車力通信所におけるTPY-2レーダーの配備に伴い、つがる市沖に飛行制限区域が設けられていますが、当該区域においても、捜索又は救助のための飛行については認められております。
- 例えば、2006年7月30日に起こった海難事例に際しても、一部報道と異なり、実際には捜索救助のために飛行制限区域内を航空機が捜索を行った時間帯は、米側によってレーダー電波

を停波する等の適切な対応がなされ、捜索への影響はなかったものと承知しています。

問3 Xバンド・レーダーの住民等への影響に対する具体的な対応は。

(6) 海鳥等への影響は無いのか。

- TPY-2レーダーの使用する、「Xバンド」と呼ばれる周波数帯域の電波については、高出力であったとしても、細胞の遺伝子を損傷する等の被害を生じることはありません。
- 「Xバンド」も含めた約100キロヘルツ以上の帯域の電波は、被照射体に熱を発生させる特性がありますが、熱による影響が生じるような高出力の電波が照射されている区域は限定的であり、海鳥等の鳥が、そこを継続的に飛び続けるとは考えにくいいため、熱による影響はほとんど考えられません。

問4 治安問題に対する具体的な対策は。

(1) 警備体制はどのようになるのか。

- 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地の警備については自衛隊が実施することとなります。
- また、TPY-2レーダーの配備に伴い新設される米軍施設・区域の警備については、米側が担当することになりますが、その詳細については、米側において検討中と承知しております。
- 加えて、米軍施設・区域周辺の治安維持については、警察のご協力が不可欠であることから、今後京都府警と調整させていただきたいと考えています。

問4 治安問題に対する具体的な対策は。

(2) 警備のあり方をどのように考えているのか。

- 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地の警備については自衛隊が実施することとなります。
- また、TPY-2レーダーの配備に伴い新設される米軍施設・区域の警備については、米側が担当することになりますが、その詳細については、米側において検討中と承知しております。
- 他方で、経ヶ岬分屯基地と米軍施設・区域は隣接して所在することから、分屯基地と米軍施設・区域の警備に万全を期すため、自衛隊と米軍が密接に連携し、警備を行う態勢を検討していくこととしています。

問4 治安問題に対する具体的な対策は。

(3) 警察との関係はどうなるのか。

- 自衛隊分屯基地や米軍施設・区域の警備だけでなく、周辺地域の治安確保の観点からも、警察機関との連携が重要であると考えております。
- これまで自衛隊と京都府警では武装工作員等への対処のための訓練を継続的に行っており、平成15年には陸上自衛隊第3師団と京都府警との間で共同図上訓練を行うとともに、平成23～25年には共同実動訓練を行ってきたところです。
- このような訓練に加え、車力通信所と同様に国、米軍、関係自治体、警察、地域町内会代表等によって構成される事件・事故防止のための連絡会の設置や、近畿中部防衛局が地元において設置することを計画している連絡・相談窓口を通じ、警察をはじめ関係機関に速やかに連絡ができる体制を整備する等、国、米軍、関係自治体、警察等による緊密な連携体制をとっていきたいと考えておりますが、その具体的な要領については、今後京都府を含めた関係機関と協議していきたいと考えています。また、交番・駐在所の設置等については、地元のご意見も踏まえながら、今後、京都府と相談し、連携を図っていきたいと考えております。

問4 治安問題に対する具体的な対策は。

(4) 事故が起きた場合の対処についてどのように考えているのか。

- 事件・事故を防止するため、例えば、米側に対し、米軍関係者の規律保持、事件・事故防止について平素から一人一人に対する徹底した教育を施すなど実のある措置を講ずるよう申入れを行う

ほか、国、米軍、関係自治体、関係機関、地域町内会代表等によって構成される事件・事故防止のための連絡会を設け、その中で米軍や防衛省、関係機関等の取組み状況等について情報交換を行うこととしています。

- 他方で、万が一、米軍関係者による事故等が発生した場合には、日米間で合意された通報手続等に従い、関係地方自治体等に速やかに通報するとともに、米軍に対し、原因究明、再発防止及び安全管理の徹底等について申入れを行ってまいります。
- 事故被害者への対応については、米軍人等による公務上の事故の場合は、日米地位協定第18条5項及び民事特別法の規定により、防衛省が被害者からの賠償請求を受け、米国政府と協議の上で賠償金額を決定し、被害者の同意を得て賠償金の支払を行ってまいります。
- 公務外の事故等の場合は、原則として加害者が賠償責任を負い当事者間の示談により解決されることとなりますが、示談が困難な場合は日米地位協定第18条6項の規定により、米国政府が慰謝料の額を決定し、被害者の受諾を得た上で支払を行ってまいります。
- 車力通信所に配置されているような米軍の契約会社社員による公務外の事件・事故については、加害者が賠償責任を負い、当事者間の示談により解決されることとなりますが、これまでの車力における契約会社社員の公務外の事件・事故をみると、交通事故がその大半を占めており、米軍は、このような契約会社社員を含め、米軍人、軍属等に対して、任意自動車保険への加入を義務付けていることから、交通事故の損害賠償については、まずは保険による対応がなされているところです。
- 一方、このような契約会社社員が公務外において犯罪を犯し、第三者に被害を与えた場合、防衛省としては、

- ・ 米軍に対して、米軍窓口の設置を要請
- ・ 米軍窓口を通じて、加害者（契約会社社員）を雇用する会社に対し、加害者（契約会社社員）や会社側から被害者への誠意ある対応（謝罪及び損害賠償）を要請
- ・ 加害者（契約会社社員）及び加害者を雇用する会社の連絡先等を聞き取り被害者に連絡
- ・ 被害者からの賠償請求に関する相談等の対応を行っています。

○ いずれにしても、防衛省としては、事故等が発生した場合には、被害者の早期救済に努めるとともに、米軍関係者による事故等の防止について、引き続き、努力してまいります。

○ なお、米軍関係者が絡む事件が発生した場合、犯罪を犯した米軍人及び軍属については、日米地位協定第17条により、①もっぱら合衆国の財産や安全又は米軍関係者に対する犯罪（「もっぱら犯」）及び②公務中の犯罪を除いたものについては、日本側が第一次裁判権を有し、日本の関係法令に基づいて適正に処罰されています。また、米軍人及び軍属の家族による犯罪については、全て日本側が第一次裁判権を有し、日本の関係法令に基づいて適正に処罰されています。

問5 地域に対する具体的なメリットは何か。

- 地域に対する具体的なメリットとしては、次のことが考えられます。

1. 米軍再編特措法に基づく交付金の交付

- TPY-2レーダーの配備に伴い、地元が発生する新たな負担を踏まえ、米軍再編特措法に基づく再編交付金の交付については、前向きに対応して参りたいと考えています。
- 再編交付金については、公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業に係る経費に充てることが可能であり、具体的には、
- ・ 医療費助成
 - ・ 診療所運営費助成
 - ・ ドクターヘリ運航費助成
 - ・ イベント助成
 - ・ 防災訓練助成
 - ・ コミュニティバス運行助成
 - ・ 地場特産品開発助成
- 等を行うことが可能です。
- なお、再編交付金の交付額については、面積・人員・装備の増減等を踏まえ、今後決定することとなります。

2. 周辺環境整備法に基づく助成

- TPY-2レーダーの配備により、周辺地域の住民の生活又は事業の活動が阻害されるとみとめられる場合には、周辺環境整備法に基づき、国において、民生安定施設の整備の助成を行うこととなります。
- 具体的には、
- ・ 米軍車両等が繰り返し通行し、他の車両とのすれ違いへの支障や歩行者への危険、道路の損傷等が発生する場合
 - ・ 米軍施設・区域等を設けた後の運用により、周辺地域にお

いて水不足等の障害が生じた場合

- ・ T P Y - 2 レーダーの配備により、農地の経営面積が縮小したため、他の地区での耕作を余儀なくされ、耕作地の分散や移転により、経費や労力が増加するなど事業活動に支障をきたす場合

等については、地方公共団体が行う道路、水道、農業用施設等の整備に対する助成等を行うことが可能です。

3. 施設建設工事等に伴う地元への支出

- T P Y - 2 レーダーの配備に当たっては、米軍により、
 - ・ レーダー運用に必要な施設の建設工事
 - ・ 当該施設の維持管理工事等が行われることが見込まれます。
- これらの工事を行うに際しては、地元の業者の参加や地元労働者の雇用など、地域経済の活性化に配慮するよう、米側に対して申入れを行っているところです。

4. 飲食等に伴う地元への支出

- 経ヶ岬に配置される人員数は、現在、米国において検討中ですが、最大160名程度と聞いており、これらの人員が、地元において、
 - ・ 飲食等の消費活動
 - ・ 通勤等に使用する自動車の購入及び修理、レンタカーの使用
 - ・ 周辺の観光地やレジャー施設等での消費等を行うことが見込まれるところであり、これにより地域経済の活性化に資するものと考えられます。

5. 地元住民の雇用

- 地元住民を含め、米国人以外の人員を雇用するための条件や基準については、現在、米側において検討中と承知していますが、

- ・ 米軍施設の維持・管理
- ・ 通訳業務

など、米国人でなくても行うことが可能な業務については、米国人ではなく、可能な限り地元住民を雇用するよう、米側に申入れを行っているところです。

問6 地域と防衛省の窓口について、具体的にどうするのか。

- 今後、地域住民の様々な不安に応えるため、現地に近畿中部防衛局による連絡・相談窓口を設置することを計画しております。
- 当該連絡・相談窓口は、レーダーの配備後、継続的に設置するとともに、必要に応じて米軍をはじめとする関係機関への要請や照会を行うことにより、健康や人体に対する影響に関する不安、風評被害に関する疑問、農林水産物への影響に関する疑問、米軍による事件・事故など治安等に関する不安など、TPY-2レーダー配備に伴う地域住民の様々な疑問・不安に対し真摯に対応してまいりたいと考えております。
- また、併せて国、米軍、関係自治体、関係機関、地域町内会代表等によって構成される事件・事故防止などのための連絡会を設けることも計画しております。
- 当該連絡会の中では、事件・事故の発生時に係る連絡体制に関する事、交通安全対策や指導に関する事、通学路の安全確保に関する事、米側と地元との交流に関する事、連絡・相談窓口における活動状況に関する事などのほか、地元の皆様のご要望を踏まえ、情報交換を行ってまいりたいと考えています。開催の頻度については今後、京丹後市、関係機関及び地域住民の方々とご相談しながら、ご要望を踏まえ、随時開催したいと考えております。